

介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出に関するQ & A (R6.4.12作成)

※県としての見解を示すものですが、権限委譲市町村（男鹿市、横手市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、八峰町、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村）の事業所は所管する市町村の指示に従ってください。

※個別具体的な質問については回答いたしかねますのでご了承ください。

番号	質問	回答
1	体制状況一覧表にある「中核的人材配置体制（加算）」とは何か。 （生活介護、短期入所、入所支援、共同生活援助）	重度障害者支援加算の要件として記載されている「中核的人材養成研修修了者」のことを指します。生活介護については、留意事項通知133ページ参照、主な改定内容10ページ参照
2	グループホームと短期入所を併設している。この場合の人員配置体制に係る人員はどう判断すればよいか。	事業所全体としてはグループホームと短期入所の利用定員を合わせた数です。 例：グループホーム7名、短期入所3名の場合は10名
3	施設入所支援での通院支援加算について、報酬改定の概要に「医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっていることを踏まえ、通院に係る支援を評価するための加算を創設する。」とあるが、医療的ケアが必要な者のみが対象なのか。 また、体制等状況一覧表に通院支援加算がないが、どう取り扱えばよいか。（施設入所支援）	報酬告示、留意事項通知ともに特に記載されていないので、支援を受けた者全員が対象となります。 体制等状況一覧表には記載せず、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の特記事項に「通院支援加算あり」と記載してください。
4	精神障害者支援体制加算について、2/6検討会の概要には「利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）」とあるが具体的にどのような研修か。（計画相談支援）	報酬告示、留意事項通知ともに研修について記載されていないため、その要件はなくなっています。

番号	質問	回答
5	精神障害者支援体制加算について、2/6 検討会の概要には「連携する体制が構築されており」とあるが、具体的にどういうことか。（計画相談支援）	<p>具体的には次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行うこと。 <p>留意事項通知4.4.1ページ参照</p>
6	主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけられると指定基準が改正されたが、その社会福祉士又は精神保健福祉士を機能強化型サービス利用支援費における相談支援専門員として算定してよいか。（計画相談支援）	機能強化型サービス利用支援費の要件に当てはまるのなら可能です。